

経 済 産 業 省

20250114資第6号
令和7年2月21日

経済産業大臣 武藤 容治

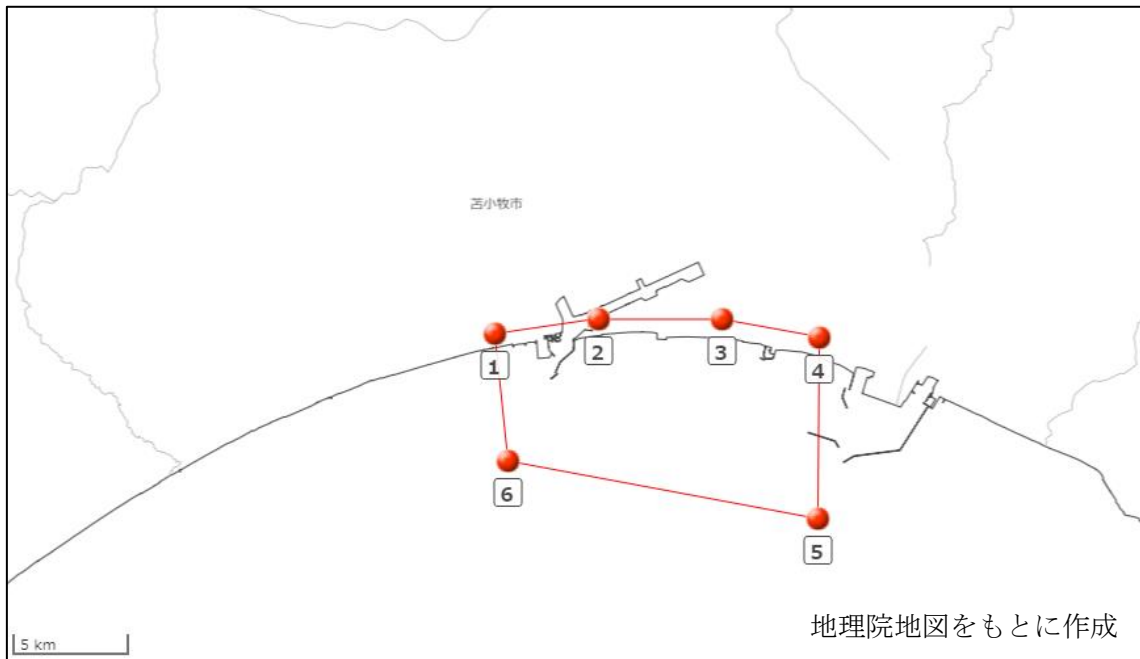
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定区域の指定について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第3条第1項の規定に基づき下記のとおり特定区域を指定する。

記

1. 特定区域の所在地
海域：北海道苫小牧市沖
2. 特定区域の面積
962,499アール
3. 特定区域において行わせる貯留事業又は試掘の別
試掘

特定区域を表示する図面



区域の頂点の座標値（世界測地系）

	緯度	経度	X 座標 (m) ※	Y 座標 (m) ※
1	42° 37' 47".7810 N	141° 35' 20".4042 E	-151,985	-54,215
2	42° 38' 08".1983 N	141° 38' 36".8812 E	-151,389	-49,735
3	42° 38' 06".8277 N	141° 42' 29".1952 E	-151,467	-44,442
4	42° 37' 42".8601 N	141° 45' 31".0688 E	-152,232	-40,303
5	42° 33' 30".7712 N	141° 45' 28".0129 E	-160,009	-40,418
6	42° 34' 51".0014 N	141° 35' 45".0668 E	-157,444	-53,696

※ 平成 14 年国土交通省告示第 9 号で定める平面直角座標系第 12 系による。